宮城県
Miyagi Prefectural Government

記　者　発　表　資　料
令　和　８　年　１　１　月　６　日
対策本部事務局（自然保護課）
担　当　　尾形、戸刺、飯渕
電　話　　０２２－２１１－２６７３
sizenw2@pref.miyagi.lg.jp

【野生鳥獣被害対策本部】

富谷市に「クマ出没注意報」を発令します

富谷市の市街地において、直近１週間で７回ツキノワグマが目撃されたことを受け、発令基準に基づき、同市を対象とした「クマ出没注意報」を発令いたします。
これにより、県内における「注意報」の発令地域は、大和町と富谷市となります。

１　発令内容	クマ出没注意報	２　対象地域	富谷市
３　発令根拠	クマ出没注意報の発令基準である、「同一市区町村内の住居集合地域等において、直近１週間の目撃等件数が２件以上となったとき」に該当		
４　目撃箇所	大清水一丁目（２件）、大清水二丁目（４件）、明石杉ノ入		
５　発令期間	令和８年１１月６日（金）から同年１１月２０日（金）まで		

６　県民の皆様へのお願い

（１）目撃されたクマは、再び現場周辺に出没する可能性があることから、お近くにお住まいの方々やお仕事等の用事がある方々は、十分な注意をお願いいたします。

【↓情報マップ↓】

（２）また「クマ目撃等情報マップ」をこまめに参照し、①朝夕の行動を避ける、②クマ鈴など音を鳴らす、③多人数で行動する、④生ゴミを放置しないなど、クマとの遭遇防止対策の徹底をお願いします。

【↑関連情報↑】

（３）クマに遭遇したときは、急な動作をするとクマを刺激し、襲われる可能性が高いので、落ち着いて静かに背中を見せないようにして離れてください。

（４）クマに襲われた場合は、地面に腹ばいになり、両手で首の後ろをガードして首や頭を守ってください。

【参考1】現在の発令状況

発令内容	対象地域	発令期間
クマ出没注意報	富谷市	11月 6日（金）から11月20日（金）まで
	大和町	10月31日（土）から11月13日（金）まで

【参考2】直近1週間におけるツキノワグマの市街地出没状況

■ 直近1週間（基準日11/6：10/29-11/4）における市街地での目撃等状況は
富谷市で7回（注意報）のほか、栗原市、南三陸町で各1回（＝注意報非該当）確認

市区町村	出没回数	目撃された市街地
富谷市	7回	大清水一丁目（2件） 大清水二丁目（4件） 明石杉ノ入
栗原市	1回	瀬峰藤沢瀬嶺
南三陸町	1回	志津川字沼田

※大和町は注意報発令中であるが、
直近1週間における市街地での目撃等情報は無し。



【参考3】「クマ出没注意報」等の発令基準（基準に該当した場合に対策本部が総合的に判断して発令）

項目等	発令基準の概要	
注意報	①当該月の目撃等件数が過去5年間※の同月平均値の1.25倍以上 ②同一市区町村の市街地での目撃件数が直近1週間で2回発生したとき ③その他人身被害の発生が懸念されるとき	
警報	①当該月の目撃等件数が過去5年間※の同月平均値の1.5倍以上 ②同一市区町村の市街地での目撃件数が直近1週間で10回発生したとき ③各市区町村の市街地においてケガ等の人身被害が発生したとき ④その他人身被害の拡大が危惧されるとき	【↑発令状況↑】
特別警報	①当該月の目撃等件数が過去5年間※の同月平均値の3倍以上 ②死亡被害が発生したとき ③同一又は隣接市区町村でケガ等の人身被害が1か月以内に2回発生したとき	
対象地域（発令地域）	上記①	注意報・警報：原則として県内全域 特別警報：市区町村別の出没状況を踏まえて対策本部で決定
	①以外	原則として該当市区町村
発令期間	上記①	発令日から1か月間
	①以外	発令日から2週間を目途に対策本部で決定

参考数値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
過去5年間の平均値	33	105	155	142	123	91	122	114	26	7	11	12
注意報（平均×1.25）	42	132	194	178	154	114	153	143	33	9	14	15
警報（平均×1.5）	50	158	233	213	185	137	183	171	39	11	17	18
特別警報（平均×3.0）	99	315	465	426	369	273	366	342	78	21	33	36

※ 当面の間、「過去5年間」に令和7年度の実績は含めない（過去最多の大量出没となったため）

【参考4】本県におけるクマ目撃等件数の推移

